

インドネシア国家規格（SNI）について

2018年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジャカルタ事務所

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ジャカルタ事務所が現地調査会社 Indomalco Info Center に委託し、2017年3月に入手した情報に基づき作成、同年12月に品目リストを更新したものであり、その後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび Indomalco Info Center は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは Indomalco Info Center が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジェトロ・ジャカルタ事務所

E-mail：JKTJETRO@jetro.go.jp

Copyright©2018 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

JETRO

目次

1. はじめに	4
2. インドネシア国家規格 (SNI) 策定プロセス	5
3. 国家標準化庁 (BSN) について	8
4. SNI 規格の申請手続き	11
5. 適正評価機関 (LPK) について	19
6. 他国との相互認証 (MRA) について	24
7. SNI マークの表示方法	27
8. 参考資料	30

1. はじめに

インドネシア国家規格（Standar Nasional Indonesia : SNI）は単なる製品規格にとどまらず、サービスや（管理）システム、プロセス、人員（技能）、試験方法、デザイン等の標準化にも及ぶ包括的な規格である。原則として SNI は任意取得の規格であり、2017 年 3 月時点 8,787 件の規格がインドネシア国家標準化情報システム（SISNI）を通じて公開されている。但し、特定の製品等について安全性や衛生、環境保護などの目的から必要と判断される場合、政府機関は SNI の取得を義務付けており、2017 年 3 月現在 105 品目が強制適用の対象となっている。強制適用の対象製品等は、輸入品・国内品を問わず SNI を取得しない限り、インドネシア国内での流通は認められないため注意が必要である。

インドネシアの国家規格は 1980 年代から策定が進められて来た。SNI の制定機関である国家標準化庁（Badan Standardisasi Nasional: BSN）は大統領決定 1997 年第 13 号にて設立され、大統領決定 2000 年第 166 号（同 2000 年第 103 号で直近変更）にて非省政府機関と位置づけられた。他方、SNI の範囲、目的、制定プロセスなどは、国家標準化に関する政令 2000 年第 102 号で定められた。更に、適正な SNI 認証機関を決める国家認定委員会（Komite Akreditasi Nasional : KAN）は、大統領決定 2001 年第 78 号にて設立された。SNI 自体を制定する BSN に対し、KAN は個々の国営・民間組織を SNI の適正評価機関（Lembaga Penilaian Kesesuaian : LPK）として認定する非省政府機関である。SNI 認証を得ようとする者は、LPK に対して申請して認証を得る。このように、SNI は国家標準化庁（BSN）と国家認定委員会（KAN）という 2 つの非省政府機関によって管理・監督され、適正評価機関（LPK）によって運営されている。なお、SNI の制定プロセスやこれら省政府機関の役割は、2014 年 9 月 17 日付の「標準化・適正評価法」（法律 2014 年第 20 号）にて改めて法制化された。

2. インドネシア国家規格（SNI）策定プロセス

2014年9月17日付法律2014年第20号「標準化・適正評価法」によると、インドネシア国家規格（SNI）の制定は規格策定国家プログラム（PNPS）の作成から始まる。PNPSとは、国家標準化庁（BSN）が、消費者や事業者、業界団体、専門家、省庁や政府機関、地方政府などの関係者とともに作成する新たなSNIの草案で、最終的にBSN長官によって決定される。次に決定されたPNPSに基づき、BSNは中央／地方政府、事業者や業界団体、消費者や関連団体、専門家や学識者等からなる技術委員会を結成し、SNI策定にかかる協議を実施する。

2017年3月時点で登録されているPNPSの数は約2,100件で、これらを協議する技術委員会の数は、サブ委員会を含めて126委員会（2015年末時点、表1参照）である。

（表1）分野ごとの委員会数

	分野	技術委員会	サブ技術委員会
1	農業、食糧、保健	24	9
2	機械・電気・建設	28	11
3	化学・鉱業	22	2
4	環境、その他	29	2
	合計	102	24

出典：LAKIP PPS 2015, p. 7.

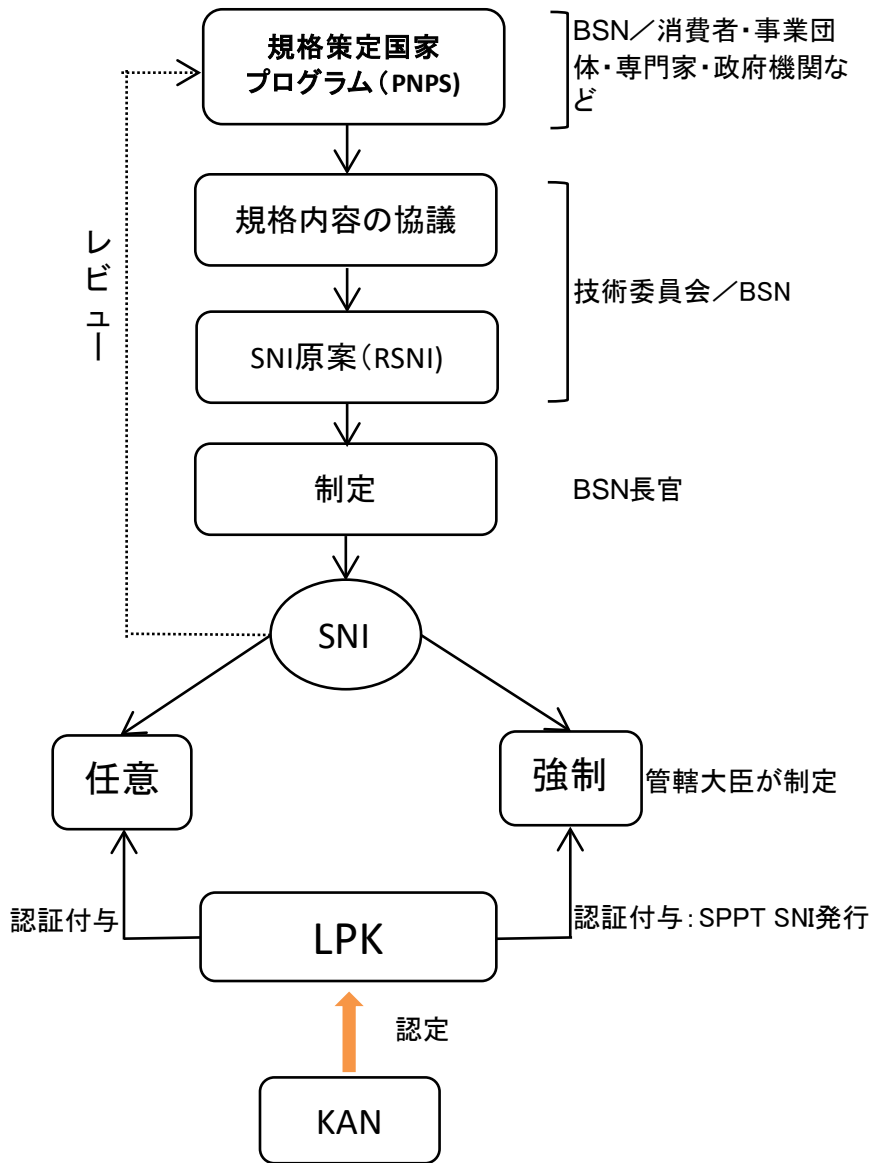
個々の技術委員会は、対象となる製品等の国際規格分類（International Classification for Standards: ICS）に応じて、管轄の省庁・機関で構成される。例えば、ICS 13.060の水質に関するSNI策定は環境省が担当し、ICS 23.040.20のプラスチック管については工業省が担当する。通常は書記長の所属先が事務局となり、分野に応じて工業省、海洋水産省、農業省、林業環境省、エネルギー・鉱物資源省、公共事業・民住宅省、国家食品医薬品監督庁（BPOM）、技術研究応用庁（BPPT）、BSNなどに設置されている。

省庁内に標準化部署が設置されていることも多い。工業省であれば、工業調査開発局（BPPI）内の標準化センターが技術委員会を所管しており、現在 32 件の事務局で 45 件の PNPS を協議している。同様に、海洋水産省であれば水産製品多様化品質指導総局、林業環境省であれば林業環境標準化センター、農業省であれば標準化品質総局がそれぞれ標準化にかかる協議を所管する。他方、公共事業国民住宅省やエネルギー・鉱物資源省では、業態ごとの担当部局が所管する。例えば、地熱発電に関する標準化はエネルギー・鉱物資源省地熱局などが担当する。各技術委員会の事務局や構成メンバーについては、BSN のサイトで確認することができる。

技術委員会における協議は、管轄省庁や業界団体の主導で進められる。BSN からは規格制定センター（BSN の組織については（図 2）を参照のこと）が参画し、技術委員会の組織化や協議の進行管理・調整、国際規格との融和性のチェック、SNI 規定文章の編集、確認など事務的な業務を行う。

技術委員会の協議結果は SNI 計画原案（RSNI）となる。RSNI には第 1 期から第 4 期にわたる協議期間が設けられており、第 1 期から第 3 期までは各 3 ヶ月程度の検討を行う。その後、BSN が RSNI について広く社会の意見を募る期間を設ける（2 ヶ月+1 ヶ月延長可）。そして得た意見を第 4 期で 2 ヶ月間考慮し、投票を行う（2 ヶ月+1 ヶ月延長可）。こうした最終決定された RSNI は、BSN 長官令にて SNI として正式に制定される。

(図1) SNI の策定から適用までのプロセス



出典：BSN 活動報告 2015、p. 13 を元に作成。

3. 国家標準化庁（BSN）について

「標準化・適正評価法」によると、国家標準化庁（BSN）は標準化と適正評価の分野を管轄する、どこの省庁にも属さない独立した政府機関で、大統領の直属機関とされている。BSNは1997年3月26日付大統領決定1997年第13号で設立され、2000年11月23日付同2000年第166号（2001年9月13日付同2001年第103号で直近変更）に基づき活動している。

BSNはインドネシア国家標準化情報システム（SISNI、<http://sisni.bsn.go.id/>）を通じてSNI情報を公開されている。同サイトに登録されているSNIは、2017年3月時点で8,787件に上る。またSNIの計画段階にあるものは、すでに有効なSNIの改正も含めて2,110件となっている。

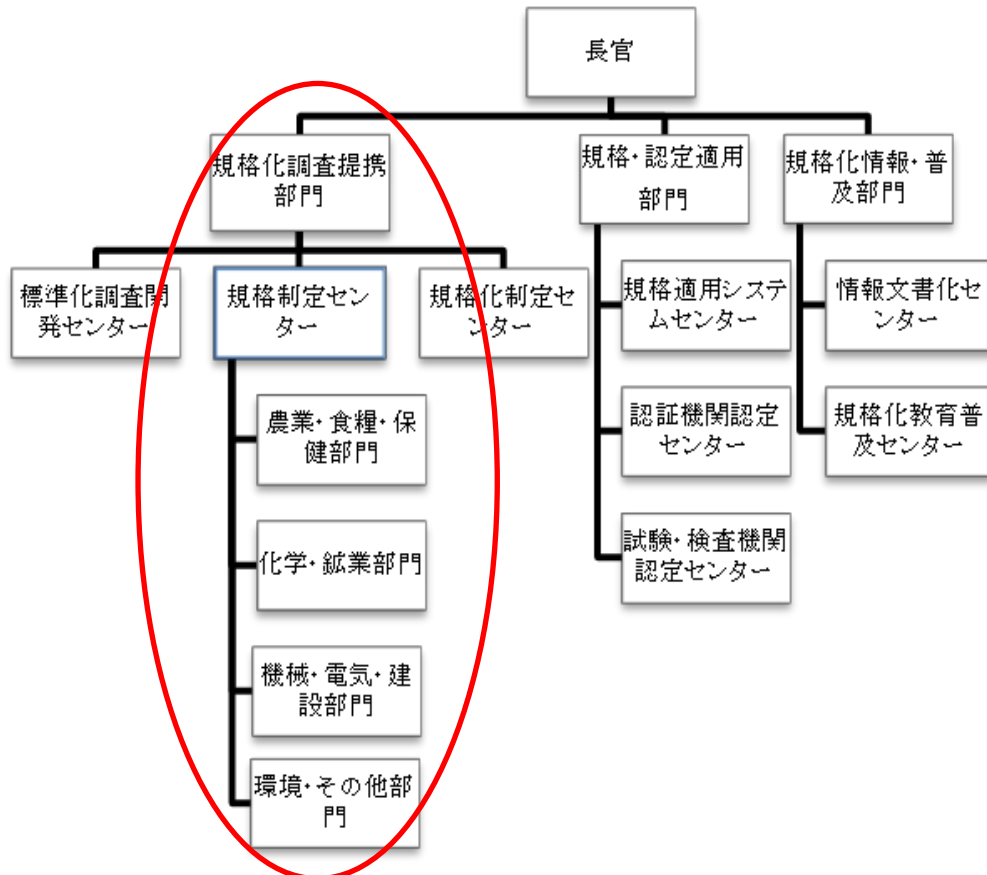
原則としてSNIの取得は事業者の任意だが、安全性や衛生、環境保護などの目的から必要と判断される場合、関係省庁やその他の政府機関には強制適用を行う権限が付与されている。工業省や公共事業国民住宅省、エネルギー鉱物資源省、農業省、運輸省、BPOMなどが、大臣令や長官令を通じてSNIの強制適用を決定しており、2017年3月現在105品目が挙げられている（[強制適用SNIリスト](#)（インドネシア語）参照）

SNIの強制適用が決まった製品等は、SNI認証を得ない限りインドネシア国内での流通が認められない。SNI強制適用の対象製品をインドネシアに輸入する場合は、事前にSNI認証を取得し、輸入時にSNIマーク使用製品証明（SPPT-SNI）がないと通関できないので、注意が必要である。

BSNの2015年業績報告によると、同年1年間で承認、制定されたSNIは463件に上った。今後数年間の目標としてBSNは、年間500件の制定を掲げており、SNIの件数は増加する見通しである。なお、「標準化・適正評価法」によると、各SNIはBSNによって

5年ごとにレビューされることになっている。しかし、BSN 職員の話によると、新規の SNI や ASEAN 域内の規格統一を優先していることから、5年ごとのレビュー作業が追いついていない状況である。

(図 2) BSN の組織図



○: SNI の制定にかかわる部門

出典 : BSN 活動報告 2015

BSN 連絡先

住所 : Gedung I BPPT, Jl. M.H. Thamrin No.8, Kebon Sirih, Jakarta Pusat 10340.

Tel : +62 21 3927 422、3927 527、3917 300

E-mail : bsn@bsn.go.id

ウェブサイト : <http://www.bsn.go.id/>

<BSN ウェブサイト内の主なページ

PNPS リスト : http://sisni.bsn.go.id/index.php?/upnps/Pnps/info_pnps

技術委員会リスト : <http://sisni.bsn.go.id/index.php/ptspt/ptspttetap/index>

SNI 計画リスト : http://sisni.bsn.go.id/index.php?rsni_main/rsni/index_rsni_smp

意見公募結果 : http://sisni.bsn.go.id/index.php/jml_sr/jajak/index_laporan

SNI リスト : http://sisni.bsn.go.id/index.php/sni_main/sni/index_simple

強制適用 SNI リスト : http://bsn.go.id/main/berita/berita_det/6741/DAFTAR-

PRODUK-YANG-WAJIB-MEMENUHI-SNI#. WMoL3oF97ct

4. SNI 規格の申請手続き

SNI を取得するには、まず SNI を取得しようとする製品やサービス、システム、プロセス、人員、試験方法、デザイン等が SNI の基準を満たしているかどうか、適正評価を通じて証明されなければならない。「標準化・適正評価法」は、この適正評価の活動は試験、検査、認証を通じて行われるとしている。

- ① 試験：SNI に基づく原材料やプロセスの、一つあるいは複数の特徴を特定するための活動。
- ② 検査：製品やサービス、プロセス、インストラクション、デザインに対する検査で、SNI に基づく条件の遵守を特定する活動。
- ③ 認証：製品等が SNI に適合していることを表明する活動。認証は SNI 適合証明であり、BSN が事業者が発行する SNI マーク、および／あるいは省庁や政府機関が事業者に交付する適合マークの使用承認の基礎となる。

SNI の認証方法は、適用される認証に応じて異なり、1a、1b、2、3、4、5、6 の 7 通りのシステムが存在するため、まず事前にいずれのシステムとなるか確認を行う。強制適用となっている SNI の場合は、管轄省庁の総局長が発令する技術指針に記載されていることがあるので該当する指針を参照すること。

最も一般的なのはシステム 5 と 1b である。システム 5 は、工場からのサンプル採取による品質検査と、工場自体の品質管理システムについて監査が同時に行われる。有効期間は通常 2 年間から 4 年間で、毎年レビューが実施される。1b については主に、一定の期間に、特定の生産量を一括りの単位として生産するバッチ生産品についてのシステムで、入管時のサンプル採取により品質検査が行われる。ロットごとの認証となるため、レビューによる有効期間の延長は認められない。

以下ではシステム 5 の場合の具体的な申請手順を説明する。

- 1) 事業者は、SNI を取得しようとしている製品等に関連する SNI と、該当する製品等の適正評価機関（LPK）を確認する。確認先は以下のウェブサイト参照する。

SNI ウェブサイト :

http://sisni.bsn.go.id/index.php/sni_main/sni/index_simple

LPK ウェブサイト :

<http://sisni.bsn.go.id/index.php/lembinsp/inspeksi/publik/1/X9/X9/3/X9/X9>

（LPK の確認方法については後述の「5. 適正評価機関（LPK）について」を参照）

- 2) LPK に SNI 認証申請を行う。製品の SNI 認証の場合、製品認証機関（Ls-Pro）に対し、SNI マーク使用製品証明（SPPT-SNI）を申請する。この際、申請資料として事業者の会社設立証書と定款変更証書（あれば）ならびにこれらの承認書、事業許可書（SIUP）、会社登録証（TDP）、納税者番号（NPWP）、法務人権省知的財産権総局からの商標権証明、会社組織図、会社の管理部門の代表者指名書、輸入業者認定番号（API、申請者が製造者でない場合）、品質管理システム認証のコピー（あれば）等の事業者のデータを添付して提出する。

また、技術面の文書として、品質管理マニュアル、生産フローチャート、主要な生産設備のリスト、主要な原材料と補助材のリスト、検査・テスト機器のリスト等の提出も必要となる。提出すべき書類の詳細は、申請先の各 LPK に相談すること。

なお、インドネシアに輸入しようとする製品に SNI を取得する海外の事業者は、会社設立・定款証書やその承認書、事業許可書に相当するもの、商標登録証、さらに品質管理マニュアルを、宣誓翻訳家によってインドネシア語に翻訳して提出する。ISO を取得していればその認証も添付する。更にインドネシアに所在する、法人形態の輸入業者または会社代表部を 1 社、指名しておく必要がある。

- 3) 申請を受理した LPK が書類審査を行い、監査スキームを決定する。
- 4) 製品に対する SNI 認証の場合、SPPT-SNI の申請を行った事業者の工場、LS-Pro が現場監査を行う。監査では、製品が該当の SNI 規格に適合しているかのみならず、生産工程の適切さ、工場の品質管理、品質管理システムの適用、などについても確認される。

なお、海外事業者の工場には、インドネシアから監査チームが派遣される。場合によっては通訳の手配が必要となる。また宿泊先や食事、工場までの送迎なども事業者が手配することが多いようである。当該国への渡航費や滞在費の負担については各 LPK に確認が必要となる。

- 5) 現場監査と同時にサンプルを採取し、国家認定委員会（KAN）の認定した試験ラボラトリーでサンプル・テストを行う。

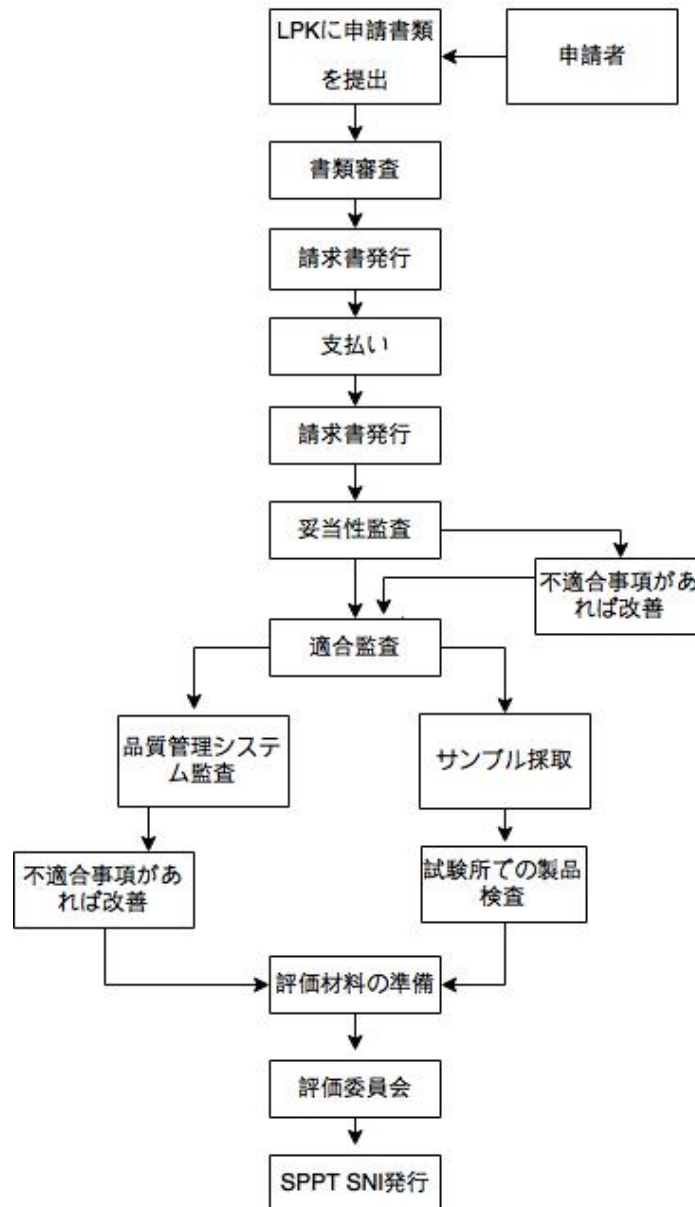
海外の事業者に対しては、KAN と相互認証（MRA）契約を有する当該国の認定機関により、認定された試験ラボラトリーでサンプル・テストを行うことができるとされている。しかし、実際には 4) の監査チームと一緒にサンプリングオフィサーが派遣され、工場でのサンプル採取や機械試験の立ち合いなどを行うことが少なくないようである。

（国家認定委員会（KAN）との相互認証（MRA）契約については後述の「6. 他国との相互認証（MRA）について」を参照）

- 6) 現場監査やサンプル・テストの結果を、LPK が協議・評価する。

- 7) 評価の結果、SNI の条件を満たすと認められた製品等に対し、LPK が SNI マーク使用承認書または SPPT-SNI（製品の場合）を発行する。

(図 3) SPI 申請から承認までの流れ



出典：BSN パンフレット「SPPT-SNI プロセスフローの例」より

工業省税外収入の料金表に関する 2011 年 12 月 2 日付政令第 2011 年 47 号によると、SNI の認証手数料は表 2 のとおりとなっている。但し、国内と国外の監査ではそれぞれ料金が異なる。なお、これらの費用には、監査官の交通費や宿泊費、インドネシアへのサンプルの送付費用、サンプル検査費用は含まれない。

(表 2) SNI の認証手数料

	単位	国内	海外
a. 申請費	申請ごと	500,000	1,350,000
b. 監査料 第1ステージ			
一般品目	申請ごと	1,000,000	1,800,000
特別品目	申請ごと	2,000,000	3,600,000
c. 監査料 第2ステージ			
監査リーダー	人/日	2,000,000	5,400,000
監査員	人/日	1,500,000	4,050,000
専門家	人/日	1,500,000	3,600,000
サンプルオフィサー	人/日	1,000,000	2,700,000
日当	人/日	200,000	1,800,000
d. 認証発行費用			
技術委員会	申請ごと	300,000	1,125,000
調査委員会	申請ごと	1,000,000	1,575,000
発行費用	SNI	2,000,000	1,800,000

単位：ルピア

* 特別品目には鋼材などが該当

(出典) 工業省税外収入の料金表に関する 2011 年 12 月 2 日付政令第 2011 年 47 号

現場監査スケジュールの例は次のとおりである。

初日

① オープニング・ミーティング

監査員の紹介、監査方法とスケジュール、評価基準が伝えられ、企業側は担当者
の紹介、工場の概要説明などを行う。

② 工場の視察

原料の受入、生産ライン、検査、倉庫搬入、出荷などの現場を視察。特に検査ラ
インや試験所などの品質をチェックする現場で、どのような品質管理が行われて
いるかを確認する。

③ 品質管理システムの適合監査：主に書類監査

④ サンプル採取と試験の立会

書類監査中に行われる。指定されたサンプルを採取し、工場内の試験所で機械試
験を実施し、データを持ち帰る。サンプルの一部はインドネシアでの検査用に発
送する。（採取数や採取方法などはそれぞれの品目ごとに規定があるので、事前
に確認のこと）

最終日（書類監査やサンプル採取の続きがあれば、その終了後）

⑤ 監査報告書作成：監査員が監査内容について協議の上、レポートを作成。

⑥ クロージングミーティング：上記の報告書に基づき監査結果の報告と講評→確認
後に書類への署名

- * 各日の終了時に、その日の監査内容に関するブリーフィングが行われる。
指摘事項があれば、その内容を確認し、可能であれば証拠書類の再提出などで修
正協議も可能。

以下では海外工場での監査項目の実例として、品質管理システム（QMS）に適合して
いるかどうか、ISO 9001 の要求項目の中から監査員がランダムに選択して質問を行
い、質問に対して工場の各担当者（品質管理や品質保証、検査、内部監査、校正など
の責任者や実務担当者）が、関連する文書を提示しながら、回答を行う形式を紹介す
る。

一般的に ISO 9001 の要求項目に沿って、以下の内容が行われている。これら監査項目は、認証機関が事前に提出する監査計画に記載されているが、工場側の都合により、若干のスケジュールの変更は可能となることが多い。

- ・ 経営者の責任：品質方針、計画、内部コミュニケーション、マネジメント・レビュー、内部監査など
- ・ 品質管理：製造プロセス、購買、外注、設計～開発の計画や検証、トレーサビリティ、倉庫管理、設備メンテナンスなど
- ・ 品質保証：不適合品の処理、製品検査、データ分析、改善・是正措置
- ・ 販売：クレーム対応、顧客満足度など
- ・ 購買、外注先
- ・ 倉庫管理：原料倉庫、製品倉庫の管理
- ・ 人材開発
- ・ 検査機器の校正

より具体的には、例えば、経営に関する項目では、どのような品質方針を設定しているのか、それに応じた具体的な目標、内部コミュニケーションの手段、マネジメント・レビューの実施状況や分析内容、翌年への反映などを、最新の文書を監査員が文書番号を含めて確認する（場合によってはコピーを要求）。また、メンテナンスや機器の校正が、規定の周期どおりに実施されているか、その実施報告書や結果報告などをランダムに確認する。分析方法などの手法、顧客満足度の測り方やその結果などの監査もある。特に項目ごとに目標とその達成度をチェックすることが多い。それぞれの目標に具体的な数値や評価可能な方法が設定されているか、未達成の場合は改善のための措置や分析や是正措置をチェックしていく。

日本国内の工場の場合、資料のほとんどが日本語のため、その内容について英語またはインドネシア語で説明が必要となる。そのため、品質管理マニュアルなど他の監査でも使用可能な重要文書は、英語版を備えておくことで監査がスムーズである。監査時に要求される資料はほぼ決まっており、マニュアルや年間目標、分析データ、実施記録、外注先との契約書、校正記録などである。これら資料は要求があればすぐに提示できるように予め準備しておくが良い。

監査の結果、要求項目が実施されていない、文書化されていない、などの場合は、指摘事項として監査報告に記入される。

5. 適正評価機関（LPK）について

適正評価機関（LPK）は、申請者の製品やサービス、システム、プロセス、人員体制等が SNI、HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）などの基準を満たしているかどうかを評価する政府認定の評価機関である。「標準化・適正評価法」は、適正評価機関（LPK）の認定について政府が責任を有すると定めており、大統領直属の非省政府機関であると国家認定委員会（KAN）がその役割を担っている。KAN は、国営及び民間の検査・認証機関などを LPK として認定している。

LPK には政府系の検査・認証期間が多く含まれており、例えば、工業省傘下の工業認定所（BSI）、技術製品原料認証所（B4T）、タイヤを含む皮革・ゴム・プラスチック開発所（BBKPP）や、その他繊維製品専門、化学専門の認証機関などがある。また国営企業では Sucofindo などが有名で、地方にも検査機関を有している。そのほか民間の認証会社も数は多くはないが存在する。中には外資系企業のインドネシア法人も含まれる。

KAN から LPK 認定を受けた検査・認証機関のリストは BSN のウェブサイト上に公開されている。

適正評価機関（LPK）リスト：

<http://sisni.bsn.go.id/index.php/lembinsp/inspeksi/publik/1/X9/X9/3/X9/X9>

同リストの中には HACCP など SNI 以外の検査・認証機関も含まれているが、主に SNI に関わる検査・認証を行うのは以下の種類の LPK である。

- ・試験ラボラトリー(Laboratorium Uji)
- ・検査機関(Lembaga Inspiksi)
- ・製品認証機関（LS Produk：LS Pro)
- ・品質マネジメント・システム認証機関(LS Sistem Manajemen Mutu)

- ・環境マネジメント・システム認証機関(LS Sistem Manajemen Lingkungan)
- ・エコラベル認証機関(LS Ekolabel)
- ・食品安全マネジメント・システム認証機関(LS Sistem Manajemen Keamanan Pangan)
- ・有機食品認証機関(LS Organik)

同リストを利用する場合、まず申請しようとする SNI の番号を入力するか、上記のいずれかの種類を選び、検査・認証機関のリストを表示する。次に個別の検査・認証機関の名称をクリックすると、取り扱い可能な SNI の番号、住所、電話番号、コンタクト先、メールアドレス、LPK としての認定期間などが表示される。なお、LPK としての認定期間 (Periode Akreditasi) が切れる検査・認証機関は KAN を通じて LPK 認定の更新手続きが必要となるので、注意が必要である。

(図4) 国家標準化庁 (BSN) の適正評価機関 (LPK) リスト利用方法

① 「LPK」をクリック

② LPK の種類を選ぶ

あるいは、SNI の番号を入力

③ 「Cari」(検索)をクリック

④ LPK 認定を受けた検査・認定機関のリストが表示される

検査・認証機関名をクリックして詳細を表示

DETAIL LEMBAGA SERTIFIKASI

No. LPK : LSPR-009-IDN

名称 — Nama : Balai Besar Kulit, Karet dan Plastik (BBKPP) - Jogja Product Assurance (JPA)

住所 { Alamat : Jl. Sokonandi No. 9, Yogyakarta
Kota : KOTA YOGYAKARTA
Propinsi : DI. YOGYAKARTA
Kode Pos : 55166

連絡先 { Telepon : (0274) 512929; (0274) 563939
Fax : (0274) 563655
Kontak Person : Niken Karsiati
Email : lspr_jpa@yahoo.com

認定期間 — Lingkup (B.Ingggris) : SNI 06-0098-2002 Ban mobil penumpang SNI 06-0099-2002 Ban truk dan bus SNI 06-0100-2002 Ban truk ringan SNI 06-0101-2002 Ban sepeda motor SNI 06-6700-2002 Ban dalam kendaraan bermotor SNI 06-1903-2000 Standard Indonesian Rubber (SIR) SNI 19-0057-1998 Karung tenun plastik poliolefin SNI 12-7037-2004 Mutu dan cara uji sepatu pengaman dari kulit dengan sistem goodyear welt SNI 12-7079-2005 Sepatu pengaman dari kulit dengan sol poliuretan dan termoplastik polieuretan sistem cetak injeksi

認定期間 — Periode Akreditasi : 23-04-2016 - 22-04-2020

SNI番号 { Ruang Lingkup
Daftar SNI

No	SNI
1	✓ SNI 3747-2013 - Kakao bubuk
2	✓ SNI 2907-2008 - Biji kopi
3	✓ SNI 7582-2010 - Terpal plastik untuk biji-bijian produk pertanian
4	✓ SNI 7322-2008 - Produk melamin - Perlengkapan makan dan minum (SNI ini direvisi oleh - PNPS.)

(表3) 外資系の適正評価機関 (LPK) (17年3月時点)

名称 (国)	概要、連絡先
PT TUV Rheinland Indonesia (ドイツ系)	家電、自動車部品、食品等 68 件の SNI 認証業務を行っている。管理システムの SNI 認証も数は少ないながら担当。 住所：Menara Karya Lt. 10, Jl. H. R. Rasuna Said Blok X - 5, Kav. 1 - 2, Kuningan Timur, Setiabudi, Jakarta Selatan, DKI Jakarta 12950 Indonesia Tel : +62 21 5794 4579 Fax : +62 21 5794 4575 E-mail : jakarta@idn.tuv.com Web : http://www.tuv.com/
PT. TUV NORD Indonesia (ドイツ系)	砂糖・塩・コメから食品、LPG 関連品、セメント、肥料、鉄鋼製品まで 100 件の製品、ならびに品質管理システムの SNI 認証を行っている。 住所：Perkantoran Hijau Arkadia Jl. Letjen TB. Simatupang Kav. 88, Tower F 7th floor, suite 704, Jakarta Selatan 12520, Indonesia Tel : +62 21 7883 7338 Fax : +62 21 7883 7338 E-mail : jakarta@idn.tuv.com Web : http://www.tuv.com/
PT. TUV SUD PSB Indonesia (ドイツ系)	品質管理システムについての SNI を取扱う。 住所：Dipo Tower 9th floor suite C-D, Dipo Business Center. Jl. Gatot Subroto Kav. 51-52 Petamburan, Tanah Abang, Jakarta Pusat 10260, Indonesia Tel : +62 21 298 657 95/96/97 E-mail : Jahja.Kurniawan@tuv-sud-psb.co.id Web : http://www.tuv.com/
PT. SGS INDONESIA (スイス系)	環境管理システムや品質管理システムについての SNI を数件取扱う。 住所：Cilandak Commercial Estate #108 C, Jl. Raya Cilandak KKO, Jakarta Selatan 12560, Indonesia Tel : +62 21 7818 111 Fax : +62 21 7807 914 E-mail : bambang.nugroho@sgs.com Web : http://www.sgs.co.id/

<p>PT. SAI Global Indonesia (オーストラリア系)</p>	<p>品質管理システムについてのSNIを取扱う。 住所：Graha Iskandarsyah Lt. 4, Jl. Iskandarsyah Raya No. 66C, Jakarta Selatan Tel : +62 21 7206 186 Fax : +62 21 7206 207 E-mail : joko.prayitno@saiglobal.com Web : https://www.saiglobal.com/</p>
<p>PT. UL International Indonesia (米国系)</p>	<p>住所1 : Altira Business Park, Blok E/03, Jalan Yos Sudarso Kav. 85, Sunter, Jakarta Utara 14350, Indonesia Tel : +62 21 266 90908 - 09 Fax: +62 21 266 90910 住所2 : Gandaria 8 Office Tower, 10 Floor Unit C, Jl. Sultan Iskandar Muda, Jakarta Selatan 12240, Indonesia. Tel: +62 21 2930 3602 Fax: +62 21 2930 3603</p>

(注) 適正評価機関 (LPK) は随時更新されるため、利用に当たっては国家標準化庁 (BSN) のウェブサイトで最新情報を確認すること

(出典) 国家標準化庁 (BSN) ウェブサイト

6. 他国との相互認証 (MRA) について

「国際規格の SNI への適合」と題する国家標準化庁 (BSN) のガイド PSN 03.1:2007 および PSN 10:2012 によると、SNI と ISO および IEC、ASEM (Asia-Europe Meeting) との相互認証制度がある。特に会社の管理システムに対する認証は、ISO (9001、14001、22000)、HACCP 等に基づくとされている。また製品に対する認証の中にも ISO および IEC に基づいているものがあり、こうした場合 SNI 番号が ISO や IEC の番号に順じている。

なお、事業者が ISO、IEC、ASEM などの国際認証を有している場合でも、SNI 認証を得るためには、別途 LPK に対して SNI を申請する必要がある。

強制適用の SNI から該当番号を拾うと例として以下が挙げられる。

- ・ 陶製タイル : SNI 番号は ISO 13006 : 2006
- ・ 玩具の安全性 : 同 ISO 8124-1 : 2010、ISO 8124-2 : 2010、ISO 8124-3 : 2010、ISO 8124-4 : 2010
- ・ 電気玩具の安全性 : 同 IEC 62115 : 2011
- ・ 建築用ガラス : 同 ISO 25537:2011
- ・ 家電製品の安全性 : 同 IEC 60335-2-7:2009
- ・ ケーブル : 同 IEC 60502-1:2009、IEC 60502-2:2009

こうした国際規格を準用した SNI は、BSN の以下のウェブサイトで確認できる。

国際規格を準用した SNI リスト :

http://sisni.bsn.go.id/index.php/sni_main/sniadop/

これらの SNI は、元の国際規格をそのまま翻訳したものと、インドネシアでの実情に合わせて一部を改訂したものがある。前者の場合は「同文 (identik)」、後者は「改変

(modifikasi) 」にそれぞれ種別されている。なお、BSN の担当者の話によると、今のところ日本工業規格 (JIS) との相互認証制度は無いものの、JIS も参照している。

「標準化・適正評価法」によると、SNI 適正評価の試験、検査、認証活動は、国際レベルで認められる競争力条件を満たして行われるべきとしており、国家認定委員会 (KAN) に対して相互認定契約の締結を促している。現在 KAN は国際試験所認定協力機構 (ILAC : 試験所・検査機関を認定する各国機関による国際機構) やアジア太平洋試験所認定協力機構 (APLAC : APEC 加盟国の認定機関の協力組織) による相互承認取決 (MRA) に参加している。

また、2015 年に ASEAN 経済共同体が創設されたことに伴い、ASEAN 加盟国間で認証の統一化が進められている。ASEAN 事務局が取り決めた 12 の優先分野の調和に向けて、インドネシアでも関連する SNI の制定や改訂作業が優先的に行われている。BSN によると優先分野は、製品関連では農産物、自動車、電気産業、ゴム・ゴム製品、繊維・繊維製品、水産物、木材製品の 7 分野で、これら分野に含まれる 270 の規格を調和することで合意した。そのほかに輸送や物流、観光、医療、労働者などのサービス分野も優先分野に上がっている。

ASEAN 内の相互認証が最も進んでいる分野は電気電子機器であり、すでに相互認証制度の枠組み協定 (Agreement on the ASEAN Harmonized Electrical and Electronic Equipment Regulatory Regime) が発効している。インドネシアの国内規程では、2012 年 3 月 15 日付工業大臣規則第 51 号 (No. 51/M-IND/PER/3/2012) と、2016 年 1 月 7 日付エネルギー・鉱物資源大臣規則 2016 年第 1 号により、相互認証システムが法制化された。これによると、ASEAN 域内で製造された電気電子機器が、SNI の強制適用対象となっている場合、ASEAN 事務局に登録された各国の検査・認証機関からの認証や検査結果を提出することで、インドネシア国内の製品認証機関 (LS Produk : LS Pro) が SNI マーク使用製品証明 (SPPT-SNI) を発行することになった。これにより、ASEAN 域内で製造された電気電子機器はインドネシア国内で流通が可能となる。

また、インドネシアで製造された電気電子機器を ASEAN 加盟国に輸出する場合、ASEAN 事務局に登録済みの LPK で取得した認証や検査結果が有効となる。

認定機関の名称や認証・検査内容の範囲、有効な輸出先については、ASEAN のウェブサイトを確認できる。2016 年 6 月時点では、インドネシアから 10 機関が登録されている。

ASEAN 電気電子機器分野 MRA で認定された認証・検査機関リスト

http://asean.org/?static_post=listed-testing-laboratories-and-certification-bodies-under-the-asean-sectoral-mra-for-electrical-and-electronic-equipment-2

7. SNI マークの表示方法

国家認定委員会（KAN）の指針 403-2011「SNI ベースの適合マークの使用規定と技術規則」によると、SNI マークの所有者である BSN は、SNI マークの運営を KAN に委任している。KAN は、認定した適性評価機関（LPK）と SNI マークの発行契約を結び、LPK に SNI マークを発行する権利を供与する。LPK は、SNI の認定条件を満たしたと認める事業者に SNI マーク使用製品証明（SPPT-SNI）を交付する。この際、事業者は LPK との間で SNI マークの使用契約／SNI マークの使用・貼付に関するサブライセンス契約を結ぶ。これにより、当該事業者は SNI マークを製品等に表示するとともに、SNI マークの使用が認められたことを公表・広告することができるようになる。

SNI マークは製品そのものに表示することが必要である。表示に当たっては、以下の点に注意する。

- ・製品の見やすい場所に、見やすい大きさで表示する。
- ・破損されにくく、その製品を使用する間に消えないよう、ステッカーやエンボス、縫い付け、印刷などの方法で表示する。

なお、非常に小さな製品であったり、製品の性質上、製品そのものに SNI マークを表示することが困難であったりする場合には、製品の包装に表示することができる。

また安全靴など SNI が強制適用される製品によっては、管轄の総局長が発令する技術指針に細かい表示場所や表示方法、大きさなどを決めている場合がある。これらの製品に表示する場合は同技術指針など十分な確認が必要である。なお、SNI マークの表示場所や方法について適性評価機関（LPK）に相談することができる、と規定される場合もある。



SNI ロゴ

KAN の指針 403-2011 によると、SNI マークの表示例は、定められた SNI ロゴの下に、当該の製品等に適用された SNI 番号、およびその SNI 適用を認証した LPK の登録コードを記載すると定められている。ただし、実際の運用上は LPK の登録コードまで記載しているものはまれである。

また、SNI マークと他のマークを組み合わせて表示する例として、林業環境省が有するエコラベルや農業省管理の有機マークが挙げられる。KAN の指針 403-2011 によると、林業環境省が定めるエコラベル、農業省が定める有機マークの下に、該当する SNI 番号、認証番号、LPK の登録コード、認証取得月と認証取得年で構成する番号を記載することになっている。

しかし、実際には右の写真のように、エコラベルと SNI 両方のマークを配しているものが散見される。



KAN の指針 403-2011 によるとこのほか、SNI のパラメーターの一部を適用したことが認証された製品、SNI の技術規則を満たしていることが認証された製品にも SNI ロゴを表示する。前者の場合、SNI マークの下に SNI 番号を記載し、その後ろに「(SP)」と表示する、後者の場合、SNI 番号の前に「DT」と表示し、その後ろに SNI 番号を続けることとされている。いずれも SNI 番号の下に LPK の登録コードを表示する。

なお、SNI の安全条件を満たした製品には、SNI マークではなく、左のような安全ロゴを表示する。その下に該当する SNI 番号と認証番号を表示する。

安全ロゴ



また、SNI が強制適用になっている製品については、SNI 認証に加えて、商業省品質管理標準化局より交付される製品登録番号も登録の上、製品あるいは包装に表示することが義務付けられている。2016 年 4 月 7 日付商業大臣規則第 24 号 (No. 24/M-DAG/PER/4/2016) によると、SNI 強制適用の対象製品は、外国産品の場合はインドネシアへの輸入前、国産品の場合は流通前に、商業省品質管理標準化局に登録し、国産、外国産別に製品登録番号を取得することが規定されている。製品登録番号は国産品の場合 NRP、外国産品の場合 NPB から始まる番号となる。製品登録番号は製品そのものあるいは包装に記載する SNI マークの下に記載する必要がある。事業者は製品登録番号の申請に先駆けて予め SNI 認証を取得する。SNI 認証を取得後、事業者は商業省品質管理標準化局に対して申請を行う。その際、添付資料として SPPT-SNI、SNI マーク、SNI 番号、製品登録番号を表示したラベルのデザインや写真を提出する。

<製品登録番号の表示例>



8. 参考資料

2014 年法律第 20 号「標準化・適正評価法」

2000 年政令第 102 号（国家規格について）

2011 年政令第 47 号（工業省の税外収入）

1997 年大統領決定第 13 号（BSN について）

2000 年大統領決定第 166 号（2001 年大統領決定第 103 号で変更、非省庁政府機関）

2016 年商業大臣規則第 24 号（商品のラベル表示）

2012 年工業大臣規則第 51 号（アセアン域内の評価機関からの電気・電子製品認証のインドネシアでの認証）

2016 年エネルギー・鉱物資源大臣規則第 1 号（アセアン域内の発電機器認証のインドネシアでの認証）

BSN のガイド PSN 01:2007 「SNI の策定」

BSN のガイド PSN 03.1:2007 と PSN 10:2012 「国際規格の SNI への適合」

BSN 活動報告 2015

KAN の指針 403-2011 「SNI ベースの適合マークの使用規定と技術規則」

BSN ウェブサイト <http://www.bsn.go.id/>

KAN ウェブサイト <http://www.kan.or.id/>

BBKPP ウェブサイト <http://www.bbkkp.go.id/index.php>

工業省ウェブサイト <http://www.kemenperin.go.id/>

工業省調査開発局標準化センター・ウェブサイト <http://pustan.kemenperin.go.id/>

工業認定所のウェブサイト <http://bsi.kemenperin.go.id/>

インドネシア国家規格 (SNI) 強制適用の対象物

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
有機農業システム	Sistem Pertanian Organik	SNI 6729 : 2010とその 改訂		農業大臣規則 No.64/Permentan/OT.140/5/20 13	
ポルトランドセメント(ポゾラン)	Semen Portland Pozolan	SNI 0302 : 2014	Ex. 2523.29.90	工業大臣規則No.82/M- IND/PER/9/2015 工業大臣規則No.06/M- IND/PER/2/2017	
合成ポルトランドセメント	Semen Portland Komposit	SNI 7064 : 2014	Ex. 2523.90.00		
粉末カカオ	Kakao Bubuk	SNI 3747 : 2009	1805.00.00	工業大臣規則No.60/M- IND/PER/6/2010(同No.45/M- IND/PER/5/2009の2度目の変 更) 工業大臣規則No.06/M- IND/PER/2/2017	
二口・三口の点火式低圧ガスコン ロ	Kompur gas tekanan rendah jenis dua dan tiga tungku dengan sistem pemantik	SNI 7469 : 2013	7321.11.00	工業大臣規則No.37/M- IND/PER/3/2015 工業大臣規則No.06/M- IND/PER/2/2017	

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
石油ガス用ワイヤーロープ	Tali kawat baja untuk minyak dan gas bumi	SNI 0727 : 2008	7312.10.10, 7312.10.99 7312.90.00	工業大臣規則No.45/M-IND/PER/2/2012(同No.45/M-IND/PER/4/2011の変更) 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
一級／非一級陶製タイル	Ubin keramik kualitas pertama Ubin keramik bukan kualitas pertama	SNI ISO 13006: 2010	Ex.6907.21.21,Ex.6907.22.11 Ex. 6907.23.21,Ex. 6907.21.22 Ex. 6907.22.12,Ex. 6907.23.12 Ex. 6907.21.91,Ex. 6907.22.91 Ex. 6907.23.91, Ex. 6907.21.92 Ex. 6907.22.92,Ex. 6907.23.92 Ex.6907.21.23,Ex.6907.22.13 Ex. 6907.23.13,Ex. 6907.21.24 Ex. 6907.22.14,Ex. 6907.23.14 Ex. 6907.21.93,Ex. 6907.22.93 Ex. 6907.23.93, Ex. 6907.21.94 Ex. 6907.22.94,Ex. 6907.23.94 Ex.6907.21.93,Ex.6907.22.93 Ex. 6907.23.93,Ex. 6907.21.94 Ex. 6907.22.94,Ex. 6907.23.94	工業大臣規則No. 85/M-IND/PER/12/2016 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
建築用ガラスーガラスブロック	Kaca untuk bangunan – Blok kaca	SNI 21690 : 2013	Ex. 7016.10.00, Ex. 7016.90.00	工業大臣規則No.83/M-IND/PER/9/2015(同No.54/M-IND/PER/6/2015の変更) 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
白クリスタルシュガー	Gula kristal Putih	SNI 3140.3:2010/Amd1:201 1	1701.91.00, 1701.99.90	農業大臣規則 No.68/Permentan/OT.140/6/20 13	
乗用車タイヤ	Ban Mobil penumpang	SNI 0098 : 2012とその 改訂	4011.10.00 ホイールに装着済みの タイヤ8708.70.22, 8708.70.29	工業大臣規則No.76/M- IND/PER/9/2015 工業大臣規則No.06/M- IND/PER/2/2017	
トラック・バス用タイヤ	Ban Truk dan Bus	SNI 0099 : 2012とその 改訂	4011.20.10 ホイールに装着済みの タイヤ8708.70.22, 8708.70.29		
二輪車用タイヤ	Ban Sepeda Motor	SNI 0101 :2012とその 改訂	4011.40.00 ホイールに装着済みの タイヤ8708.70.22, 8708.70.29		
酸化亜鉛	Seng Oksida	SNI 0085 : 2009	Ex. 2817.00.10	工業大臣規則No.102/M- IND/PER/11/2015(同No.66/M- IND/PER/12/2013の変更) 工業大臣規則No.06/M- IND/PER/2/2017	
パーム食用油	Minyak goreng sawit	SNI 7709 : 2012	RBDパームオレイン Ex.1511.90.20, Ex.1511.90.36 1511.90.37, 1511.90.39 1510.20.42, 1510.20.43 1510.20.46, 1510.20.54 1510.20.98	工業大臣規則No.100/M- IND/PER/11/2015(同No.87/M- IND/PER/12/2013の2度目の変 更)	2018年12月31日発効予定
電圧基準、改訂1	Tegangan Standar, Amandemen 1	SNI 04-0227- 1994 /Amd 1-1999	ビルの技術条件	公共事業大臣規則 No.29/PRT/M/2006	

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
改訂1 一般家庭向け過電流防止のための配線遮断器1: 交流の配線遮断器	Amandemen 1 Pemutus Sirkuit Untuk Proteksi Arus lebih Pada Instalasi Rumah Tangga dan Sejenisnya - Bagian I: Pemutus Sirkuit Untuk Operasi Arus Bolak Bali	SNI 04-6507.1-2002/Amd1-2006		エネルギー・鉱物資源大臣規則 2007年第9号	
一般家庭向け過電流防止のための配線遮断器1: 交流の配線遮断器	Pemutus Sirkuit untuk Proteksi Arus Lebih Pada Instalasi Rumah Tangga dan Sejenisnya - Bagian I: Pemutus Sirkuit untuk Operasi Arus Bolak-Balik	SNI 04-6507.1-2002			
食料用小麦粉	Tepung terigu sebagai bahan makanan	SNI 3751 : 2009	1101.00.11	工業大臣規則No.59/M-IND/PER/7/2015 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
コンクリート建設用クエンチ・ワイヤーロープ	Kawat Baja kuens (quench) temper untuk konstruksi beton pratekan (PC Bar/KBJP-Q)	SNI 7701:2016	ex 7217.10.22, 7217.10.29, ex.7229.20.00, ex.7229.90.99	工業大臣規則No.28/M-IND/PER/7/2017	
固形NPK肥料	Pupuk NPK Padat	SNI 2803 - 2012	3105.20.00	工業大臣規則No. 08/M-IND/PER/2/2014 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
繊維一布へのアゾ色素、フオルムアルデヒド、金属の含有規制	Tekstil - Persyaratan zat warna azo, kadar formaldehida dan kadar logam terokstrasi pada kain	SNI 7617 : 2013	6111.20.00, 6111.30.00 6111.90.10, 6111.90.90 6209.20.30, 6209.20.40 6209.20.90, 6209.30.10 6209.30.30, 6209.30.40 6209.30.90, 6209.90.00 ex.9619.00.91, ex.9619.00.99 に該当する新生児のための衣料と衛生用品	工業大臣規則No. 97/M-IND/PER/11/2015(同No.07/M-IND/PER/2/2014の変更) 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
玩具の安全性4:居住地の環境の外で使用されるブランコ、滑り台と同様の活動のための用具	Keamanan Mainan - Bagian 4 : Ayunan,seluncuran dan mainan aktivitas sejenis untuk pemakaian di dalam dan diluar lingkungan tempat tinggal	SNI ISO 8124 - 4 : 2010			
玩具の安全性3:可動性	Keamanan Mainan - Bagian 3: Migrasi unsur tertentu	SNI ISO 8124-3 : 2010	Ex. 9403.20.90, 9403.70.10, 9503.00.10, 9503.00.21, 9503.00.22, 9503.00.29, 9503.00.30, 9503.00.40, 9503.00.50,9503.00.60, 9503.00.70, 9503.00.91, 9503.00.92, 9503.00.93, 9503.00.94, 9503.00.99	工業大臣規則 No.111/M/IND/PER/12/2015 (同No.24/M-IND/PER/4/2013の2度目の変更、1度目は同No.55/M-IND/PER/11/2013) 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
玩具の安全性2:可燃性	Keamanan Mainan - Bagian 2: Sifat mudah terbakar	SNI ISO 8124 - 2 : 2010			
玩具の安全性1:物理的・メカニズムに関わる安全面	Keamanan Mainan - Bagian 1 : aspek keamanan yang berhubungan dengan sifat fisik dan mekanis	SNI ISO 8124 -1 : 2010			
電気玩具の安全性	Mainan Elektrik - Keamanan	SNI IEC 62115 : 2011			

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
LPGボンベ用高圧レギュレーター	Regulator tegangan Tinggi untuk tabung LPG	SNI 7618 : 2012	Ex. 8481.10.99	工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2014 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
LPGコンロ用のガスホース	Selang Karet untuk kompor gas LPG	SNI 7213 : 2014	4009.31.20 4009.41.10 4009.42.20	工業大臣規則No.02/M-IND/PER/1/2016(同No.15/M-IND/PER/1/2015の2度目の変更、1度目は同No.75/M-IND/PER/9/2015) 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
LPGコンロ用のサーモプラスチックホース	Selang termoplastik elastomer untuk kompor gas LPG	SNI 8022 : 2014	3917.32.20		
LPG鉄ボンベ用の低圧レギュレーター	Regulator Tekanan Rendah untuk tabung baja LPG	SNI 7369 : 2012	Ex. 8481.10.99	工業大臣規則No.15/M-IND/PER/3/2013 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
自動車用強化ガラス修正1	Kaca pengaman diperkeras untuk kendaraan bermotor AMANDEMIEN 1	SNI 15-0048-2005/Amd1 : 2014	7007.11.10	工業大臣規則No.80/M-IND/PER/9/2015 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
建築用ガラス—銀吹き付けシート鏡	Kaca Untuk bangunan : cermin kaca lembaran berlapis perak	SNI ISO 25537 : 2011	Ex. 7009.91.00 Ex. 7009.92.00		
スチール製水道管	Pipa baja saluran air dengan atau lapisan seng	SNI 0039 : 2013	Ex. 7305.31.90, Ex. 7305.39.90 Ex. 7306.30.91, Ex. 7306.30.92 Ex. 7306.30.99, Ex. 7306.50.99 Ex. 7306.90.91, Ex. 7306.90.92 Ex. 7306.90.99	工業大臣規則No.11/M-IND/PER/2/2016 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
配管のないヒートポンプと空調設備 一試験と効果評価	Pengkondisian udara dan pompa kalar tanpa saluran – Pengujian dan penilaian kinerja	SNI 19-6713-2002	Ex. 8415.10.10	エネルギー資源大臣規則 2015年第7号	
50ヘルツ、単相・三相交流システム の周波数基準	Frekuensi Standar khusus untuk frekuensi sistem arus bolak balik fase tunggal dan fase tiga 50 Hertz	SNI 04-1922-2002		エネルギー資源大臣規則 2005年第34号	
照明調節器具1：一般条件と安全 性	Perlengkapan – Kendali lampu – Bagian 1: Persyaratan umum dan keselamatan	SNI 04-6959.1-2003		エネルギー資源大臣規則 2012年第19号(同2009年第15号 の変更)	
照明調節器具2-3：蛍光灯のため の電圧源の条件	Perlengkapan – Kendali Lampu – Bagian 2-3: Persyaratan khusus balast elektronik disuplai a.b. untuk lampu fluoresen	SNI 04-6959.2.3-2003	Ex. 8504.10.00	エネルギー資源大臣規則 2012年第20号(同2009年第16号 の変更)	
過電流防止装置を搭載しない家庭 用残余電流配線遮断器1：一般	Pemutus Sirkuit arus sisa tanpa proteksi arus lebih terpadu untuk pemakain rumah tangga dan sejenisnya (RCCB) – Bagian 1 : Umum	SNI 04-6956.1-2003		エネルギー資源大臣規則 2014年第18号	
家庭用電力利用—省エネ証ラベル	Pemanfaatan tenaga listrik untuk keperluan rumah tangga dan sejenisnya – Label tanda hemat energi	SNI 04-6958-2003	省エネ 電球8539.31.30		

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
家電の安全性1: 一般条件	Peranti Listrik Rumah Tangga dan sejenisnya – Keselamatan – Bagian 1: Persyaratan umum	SNI 04-6292.1-2003		エネルギー鉱物資源大臣規則 2005年第38号	
緊急・予備電力供給システム	Sistem pasokan daya listrik darurat dan siaga	SNI 04-7018-2004			
備蓄エネルギーを利用した緊急電力供給システム	Sistem pasokan daya listrik darurat menggunakan energi tersimpan (SPDDT)	SNI 04-7019-2004	ビルの技術条件	公共事業大臣規則 No.29/PRT/M/2006	
医療サービス施設の建物の安全性	Keselamatan pada bangunan Fasilitas pelayanan kesehatan	SNI 03-7011-2004			
一次電池 1: 一般	Baterai Primer – Bagian 1 : Umum	SNI 04-2051.1-2004	8506.10.00, 8506.10.90 8506.50.00, 8506.80.10 8506.80.20	工業大臣規則No.101/M-IND/PER/10/2009(同No.36/M-IND/PER/3/2009の変更) 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
一次電池 2: 物理的・電気のスペック	Baterai Primer – Bagian 2 : Spesifikasi fisik dan listrik	SNI 04-2051.2-2004			
過電流防止装置を搭載しない家庭用残余電流配線遮断器2-1: 電圧に関係なく機能するRCCBの一般条件適用	Pemutus sirkit arus sisa tanpa proteksi arus lebih terpadu untuk pemakain rumah tangga dan sejenisnya (RCCB) – Bagian 2-1 : penerapan persyaratan Umum RCCB yang berfungsi tak tergantung dari tegangan saluran	SNI 04-6956.2.1-2005	Ex.8536.20.11,Ex.8536.20.12 Ex. 8536.20.13	エネルギー鉱物資源大臣規則 2012年第20号 (同2009年第16号の変更)	

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
家電品の安全性 2-3 : 電気アイロンの条件	Peranti listrik Rumah tangga dan sejenisnya – Keselamatan – Bagian 2-3 : Persyaratan khusus untuk setrika listrik	SNI 04-6292.2.3-2003	8516.40.90	工業大臣規則No.17/M-IND/PER/2/2012(同No.84/M-IND/PER/8/2010の変更) 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
家電品の安全性 2-41 : ポンプの条件	Peranti listrik Rumah tangga dan sejenisnya – Keselamatan – Bagian 2-41 : Persyaratan khusus untuk pompa	SNI 04-6292.2.3-2003	Ex.8413.70.42,Ex.8413.70.91 Ex. 8413.81.13		
照明器具2-3:一般道路照明のための照明器具の条件	Luminer – Bagian 2-3 : Persyaratan khusus – Luminer untuk pencahayaan jalan umum	SNI 04-6973.2.3-2005			
照明器具2-5:ライトアップ照明の照明器具の条件	Luminer – Bagian 2-5 : Persyaratan khusus – Luminer lampu sorot	SNI 04-6973.2.5-2005			
照明器具2-1:一般用固定照明器具の条件	Luminer – Bagian 2-1 : Persyaratan Khusus – Luminer magun kegunaan umum	SNI 04-6973.2.1-2005		エネルギー資源大臣規則2012年第21号(エネルギー資源大臣規則2009年第17号の変更)	
照明器具1:一般条件と試験	Luminer Bagian 1 : Persyaratan umum dan pengujian	SNI 04-6973.1-2005			
照明器具2-2:植え付け照明器具の条件	Luminer – Bagian 2-2: Persyaratan khusus – Luminer tanam	SNI 04-6973.2.2-2005			

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
PVC注入ケーブル450/750V 3	Kabel Berinsulasi PVC dengan tegangan pengenal sampai dengan 450/750 V- Bagian 3: Kabel nirsambung untuk perkawatan magun	SNI 04-6629.3-2006	8544.11.20, 8544.11.30 8544.11.40, 8544.11.90 8544.42.94, 8544.42.95 8544.42.96, 8544.42.97 8544.49.22, 8544.49.23 Ex:8544.49.41	工業大臣規則No.84/M-IND/PER/10/2014 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
PVC注入ケーブル450/750V 4	Kabel Berinsulasi PVC dengan tegangan pengenal sampai dengan 450/750 V- Bagian 4: Kabel nirsambung untuk perkawatan magun	SNI 04-6629.4-2006			
PVC注入ケーブル450/750V 5(フレキシブルケーブル)	Kabel Berinsulasi PVC dengan tegangan pengenal sampai dengan 450/750 V- Bagian 5: Kabel fleksibel	SNI 04-6629.5-2006			
CRTテレビ	Peralatan audio, Video dan elektronika sejenis - Peralatan keselamatan	SNI 04-6292.2.3-2003	8528.72.91	工業大臣規則No.17/M-IND/PER/2/2012(同No.84/M-IND/PER/8/2010の変更) 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
自動車識別番号	Kendaraan Bermotor, Nomor Identifikasi	SNI 09-1411-1989		工業大臣決定 No.84/M/SK/8/1990	
住宅・建物のための負担計画指針	Pembebanan untuk rumah dan gedung, pedoman perencanaan	SNI 03-1727-1989	ビルの技術条件	公共事業大臣規則 No.29/PRT/M/2006	
ビルの建設指針	Bagunan Gedung, pedoman mendirikan	SNI 03-1728-1989	投資における工場建設の技術条件	公共事業大臣規則 No.66/PRT/1993	

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
住宅・建物のための骨組コンクリート・骨組壁構造の計画指針	Beton bertulang dan struktur dinding bertulang untuk rumah dan gedung, petunjuk perencanaan	SNI 03-1734-1989			
ビルにおける防火のための建物・環境アクセス計画手順	Tata cara perencanaan akses bangunan dan akses lingkungan untuk pencegahan bahaya kebakaran pada bangunan gedung	SNI 03-1735-2000			
ビルにおける防火のための受動予防システムと計画手順	Tata cara perencanaan dan sistem proteksi pasif untuk pencegahan bahaya kebakaran pada bangunan gedung	SNI 03-1736-2000	ビルの技術条件	公共事業大臣規則 No.29/PRT/M/2006	
ビルにおける防火のためのパイプ・ホースシステムの計画と設置の手順	Tata cara perencanaan dan pemasangan sistem pipa tegak dan slang untuk pencegahan bahaya kebakaran pada bangunan gedung	SNI 03-1745-2000			
ビルにおける防火のための避難経路の計画と設置の手順	Tata cara perencanaan dan pemasangan sarana jalan keluar untuk penyelamatan terhadap bahaya kebakaran pada bangunan gedung	SNI 03-1746-2000			
25mまで、BM100の木製架橋	Konstruksi jembatan tipe balok T bentang s.d. 25 m untuk beban BM 100, spesifikasi	SNI 03-1748-1989	投資における工場建設の技術条件	公共事業大臣規則 No.66/PRT/1993	

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
住宅・ビルの建設のためのモジュラーの調整とスペック	kordinasi modular untuk bangunan rumah dan gedung, spesifikasi	SNI 03-1977-1990			
病院における放射線科の建物の計画・設計手順	Bangunan kedokteran nuklir di rumah sakit, tata cara perencanaan dan perancangan	SNI 03-2394-1991			
病院におけるX線科の建物の計画・設計手順	Bangunan radiologi di rumah sakit, Tata cara perencanaan dan perancangan	SNI 03-2395-1991			
ビルにおける天然光システム計画手順	Tata cara perancangan sistem pencahayaan alami pada bangunan gedung	SNI 03-2396-2001			
耐風簡素建物の計画手順	Bangunan sederhana tahan angin, Tata cara perancangan	SNI 03-2397-1991	ビルの技術条件	公共事業大臣規則 No.29/PRT/M/2006	
住宅・ビルにおけるシロアリ予防手順	Tata cara pencegahan serangan rayap pada bangunan rumah dan gedung dengan termitisida	SNI 03-2404-1991			
住宅・ビルにおけるシロアリ処理手順	Tata cara penanggulangan rayap pada bangunan rumah dan gedung dengan termitisida	SNI 03-2405-1991			
一般コンクリートミックス計画の作成手順	Tata cara pembuatan rencana campuran beton normal	SNI 03-2834-2000			
ビルのためのコンクリート構造計算手順	Tata cara penghitungan struktur beton untuk bangunan gedung	SNI 03-2847-1992			

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
ロークリスタルシュガー	Gula kristal mentah (raw sugar)	SNI 01-3140.1-2001		農業大臣決定No.03-Kpts-KB.410-1-2003	
住宅・建物における、骨を通す穴のあるコンクリートブロックを設置した構造の壁の計画手順	Bangunan rumah dan gedung Tata cara perencanaan dinding struktur pasangan blok beton berongga bertulang	SNI 03-3430-1994	ビルの技術条件	公共事業大臣規則 No.29/PRT/M/2006	
炭化水素の液体輸送システム	Sistem transportasi cairan untuk hidrokarbon	SNI 13-3473-2002		エネルギー・鉱物資源大臣規則 2008年第15号	
ガス・トランスミッション/ディストリビューション・パイプライン・システム	Sistem perpipaan transmisi dan distribusi gas	SNI 13-3474-2002			
フィラメント電球	Lampu Pijar	SNI 04-3560-1994		工業大臣決定 No.256/M/SK/II/1979	

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
コンクリート掘削・接触手順	Tata cara pengadukan dan pengecoran beton	SNI 03-3976-1995			
ビルにおける防火のための火災報知器・警報器システムの計画・設置・試験の手順	Tata cara perencanaan, pemasangan dan pengujian sistem deteksi dan alarm kebakaran untuk pencegahan bahaya kebakaran pada bangunan gedung	SNI 03-3985-2000	ビルの技術条件	公共事業大臣規則 No.29/PRT/M/2006	
ビルにおける防火のための自動スプリンクラーシステムの計画と設置の手順	Tata cara perencanaan dan pemasangan sistem springkler otomatis untuk pencegahan bahaya kebakaran pada bangunan gedung	SNI 03-3989-2000			
アルミニウム吹き付けシート鏡	Kaca cermin lembaran untuk penggunaan umum	SNI 15-4756-1998	Ex.7009.91.00.Ex.7009.92.00	工業大臣規則No.80/M-IND/PER/9/2015 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
ビルにおけるエネルギー監査手順	Prosedur audit energi pada bangunan gedung	SNI 03-6196-2000	ビルの技術条件	公共事業大臣規則 No.29/PRT/M/2006	
ビルにおける光エネルギーの転換	Konservasi energi sistem pencahayaan pada bangunan gedung	SNI 03-6197-2000			

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
ボトル入り飲料水(天然ミネラルウォーター)	AMDK – Air mineral alami	SNI 6242:2015	2201.10.10	工業大臣規則No.78/M-IND/PER/11/2016 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
臭気回収設備のスペックと設置手順	Spesifikasi dan tata cara pemasangan perangkat bau	SNI 03-6379-2000			
ビルにおける閉鎖式エネルギー転換	Konservasi energi selubung bangunan pada bangunan gedung	SNI 03-6389-2000	ビルの技術条件	公共事業大臣規則 No.29/PRT/M/2006	
ビルにおける空調式エネルギー転換	Konservasi energi sistem tata udara pada bangunan gedung	SNI 03-6390-2000			
一般照射用省エネ電球－安全性条件	Lampu Swabalast untuk pelayanan pencahayaan umum – persyaratan keselamatan	SNI 04-6504-2001	Ex.8539.31.30	商工大臣決定 No.442/MPP/Kep/5/2002(同 No.337/MPP/Kep/11/2001の変 更) 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
建物における緊急証明・避難経路表示・危険警報システムの計画手順	Tata cara perancangan pencahayaan darurat, tanda arah dan sistem peringatan bahaya pada bangunan gedung	SNI 03-6574-2001			
ビルにおける人工照明システム計画手順	Tata cara perancangan sistem pencahayaan buatan pada bangunan gedung	SNI 03-6575-2001			
ビルにおける火災の煙管理システム	Sistem pengendali asap kebakaran pada bangunan gedung	SNI 03-6571-2001	ビルの技術条件	公共事業大臣規則 No.29/PRT/M/2006	
ビルにおける空調計画手順	Tata cara perancangan sistem ventilasi dan pengkondisian udara pada bangunan gedung	SNI 03-6572-2001			
建物における垂直輸送システム計画手順(エレベーター)	Tata cara perancangan sistem transportasi vertikal dalam gedung (lif)	SNI 03-6573-2001			
ビルのための鉄鋼構造計画手順	Tata cara perencanaan struktur baja untuk bangunan gedung	SNI 03-1729-2002			
安全証ー電気利用	Tanda keselamatan - pemanfaatan listrik	SNI 19-6659-2002		エネルギー・鉱物資源大臣決定 No.207 K/30/MEM/2003	
再熱延鉄筋コンクリート	Baja Tulangan beton hasil canai panas ulang	SNI 07-0065-2002	7214.99.91	工業大臣規則No.37/M-IND/PER/2/2012 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
鉄筋コンクリート	Baja tulangan beton	SNI 07-2052-2002	7214.20.31, 7214.99.91		

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
ビルのための耐震計画手順	Tata cara perencanaan ketahanan gempa untuk bangunan gedung	SNI 03-1726-2002			
浸透式の衛生タンク計画手順	Tata cara perencanaan tangki septik dengan sistem resapan	SNI 03-2398-2002			
住宅・建物のための木材塗装の手順	Tata cara pengecatan kayu untuk rumah dan gedung	SNI 03-2407-2002			
庭園のための雨水浸透源計画手順	Tata cara perencanaan sumur resapan air hujan untuk lahan pekarangan	SNI 03-2453-2002	ビルの技術条件	公共事業大臣規則 No.29/PRT/M/2006	
庭園のための雨水浸透源のスペック	Spesifikasi sumur resapan air hujan untuk lahan pekarangan	SNI 06-2459-2002			
軽発電を伴う軽量コンクリートミックスの設計手順	Tata cara perancangan campuran beton ringan dengan agregat ringan	SNI 03-3449-2002			
配水システム	Sistem plambing	SNI 03-6481-2000			
人工甘味料－食品への使用条件	Bahan tambahan pangan pemanis buatan - persyaratan penggunaan dalam produk pangan	SNI 01-6993-2004		国家食品医薬品監督庁長官決定No.HK.00.05.5.1.4547	
都市部における住宅地計画手順	Tata cara perencanaan lingkungan perumahan di perkotaan	SNI 03-1733-2004	建物と環境の配置計画	公共事業大臣規則 No.06/PRT/M/2007	

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
モール・アトリウム・広い屋内における煙管理システム	Sistem manajemen asap di dalam mal, atrium dan ruangan bervolume besar	SNI 03-7012-2004	ビル の技術条件	公共事業大臣規則 No.29/PRT/M/2006	
ビルの避雷システム	Sistem proteksi petir pada bangunan gedung	SNI 03-7015-2004			
空港利用者のための施設計画	Perancangan fasilitas bagi pengguna khusus di bandar udara	SNI 03-7049-2004		2005年運輸大臣規則No.KM.31	
空港周辺における障害灯の設置と 認証	Pemberian tanda dan pemasangan lampu halangan (obstacle lights) di sekitar bandar udara	SNI 03-7051-2004		2005年運輸大臣規則No.KM.23	
距離測定装置の配置条件	Kriteria penempatan distance measuring equipment (DME)	SNI 03-7050-2004		2005年運輸大臣規則No.KM.26	
VHF全方位無線標識の配置条件	Kriteria penempatan pemancar sinyal ke segala arah berfrekuensi amat tinggi (VHF omnidirectional range/VOR)	SNI 03-7040-2004		2005年運輸大臣規則No.KM.32	
無指向性ビーコンの配置条件	Kriteria penempatan rambu udara tak terarah (non directional beacon/NDB)	SNI 03-7041-2004		2005年運輸大臣規則No.KM.28	
空港カーゴターミナル	Terminal kargo bandar udara	SNI 03-7047-2004		2005年運輸大臣規則No.KM.29	

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
空港乗客ターミナル	Terminal penumpang bandar udara	SNI 03-7046-2004		2005年運輸大臣規則No.KM.20	
VHF空港対空通信施設の配置条件	Kriteria penempatan fasilitas komunikasi darat-udara berfrekuensi amat tinggi (VHF Air-Ground/VHF-A/G)	SNI 03-7048-2004		2005年運輸大臣規則No.KM.30	
混合ポルトランドセメント	Semen portland Campur	SNI 15-3500-2004			
マンリナーセメント	Semen masonry	SNI 15-3758-2004	Ex.2523.29.90	工業大臣規則No.82/M-IND/PER/9/2015 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
白ポルトランドセメント	Semen portland putih	SNI 15-0129-2004	2523.21.00		
空港における、航空機が輸送する乗客と貨物の検査	Pemeriksaan penumpang dan barang yang diangkut pesawat udara di bandar udara	SNI 03-7066-2005		2005年運輸大臣規則No.KM.25	
空港における航空事故救助施設と消防施設の技術	Teknis fasilitas pertolongan kecelakaan penerbangan dan pemadam kebakaran (PKP-PK) di bandar udara	SNI 03-7067-2005		2005年運輸大臣規則No.KM.24	
空港ターミナルにおける標識	Rambu rambu di terminal bandar udara	SNI 03-7094-2005		2005年運輸大臣規則No.KM. 22	

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
空港内航空機移動地区における標識	Marka dan rambu pada daerah pergerakan pesawat udara di bandar udara	SNI 03-7095-2005		2005年運輸大臣規則No.KM.21	
空港におけるVHF空港対空通信機器	Peralatan komunikasi darat udara berfrekuensi amat tinggi (VHF- Air Ground) di bandar udara	SNI 04-7097-2005		2005年運輸大臣規則No.KM.27	
熱延プロセスビームプロファイル鋼	Baja profil I-beam proses oenai panas (Bj P I-beam)	SNI 07-0329-2005	7216.10.00, 7216.32.10 7216.32.90, 7216.50.19 7216.50.99	工業大臣規則No.43/M-IND/PER/2/2012(同No.20/M-IND/PER/4/2011の2度目の変更) 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
ロール状鉄筋コンクリート	Baja tulangan beton dalam bentuk gulungan	SNI 07-0954-2005	7213.91.20, 7213.99.20	工業大臣規則No.37/M-IND/PER/2/2012 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
シートガラス	Kaca lembaran	SNI 15-0047-2005	7003.12.20, 7003.12.90, 7003.19.90, 7004.20.90 7004.90.90, 7005.10.90, 7005.21.90, 7005.29.90 7006.00.90, 7006.00.90	工業大臣規則No.80/M-IND/PER/9/2015 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
航空オペレーション安全地区	Kawasan keselamatan operasi penerbangan	SNI 03-7112-2005		2005年運輸大臣規則No.KM.44	

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
トリブルスーパージン肥料	Pupuk tripel super fosfat	SNI 02-0086-2005	Ex.3103.11.90		
硫化アンモニウム肥料	Pupuk amonium sulfat	SNI 02-1760-2005	3102.21.00		
塩化カリウム肥料	Pupuk kalium klorida	SNI 02-2805-2005	3104.20.00	工業大臣規則No.106/M- IND/PER/11/2015(同No.26/M- IND/PER/4/2013) 工業大臣規則No.06/M- IND/PER/2/2017	
統合スーパージン肥料SP-36	Pupuk SP-36	SNI 02-3769-2005	Ex.3103.11.90		
農業用天然リン肥料	Pupuk fosfat alam untuk pertanian	SNI 02-3776-2005	Ex.3103.90.90		
ガスライター	Keselamatan korek api gas	SNI 19-7120-2005	9613.10.10, 9613.10.90, 9613.20.10, 9613.20.90, 9613.80.20, 9613.80.30, 9613.80.90	工業大臣規則No.72/M- IND/PER/7/2010 工業大臣規則No.06/M- IND/PER/2/2017	
自動車用ラミネート安全ガラス	Kaca pengaman berlapis (Laminated glass) untuk kendaraan bermotor	SNI 15-1326-2005	7007.21.10	工業大臣規則No.80/M- IND/PER/9/2015 工業大臣規則No.06/M- IND/PER/2/2017	

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
熱延プロセスUチャネルプロファイル 鋼	Baja profil kanal U Proses canai panas (Bj P Kanal U)	SNI 07-0052-2006	7216.10.00, 7216.33.90, 7216.50.19, 7216.50.99	工業大臣規則No.43/M-IND/PER/2/2012(同No.20/M-IND/PER/4/2011の2度目の変更) 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
ロール・ペレット・シート状熱延鋼	Baja lembaran, pelat dan gulungan canai panas (Bj P)	SNI 07-0601-2006	7208.25.00, 7208.26.00, 7208.27.19, 7208.27.99, 7208.36.00, 7208.37.00, 7208.38.00, 7208.39.90, 7208.51.00, 7208.52.00, 7208.53.00, 7208.54.90, 7208.90.90, 7211.13.11, 7211.14.11, 7211.19.13	工業大臣規則No.36/M-IND/PER/5/2014 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
亜鉛メッキ鋼板	Baja lembaran lapis seng (Bj LS)	SNI 07-2053-2006	7210.41.11, 7210.41.12, 7210.41.19, 7210.49.11, 7210.49.12, 7210.49.13, 7210.49.19, 7212.30.11, 7212.30.12, 7212.30.13, 7212.30.14, 7212.30.19	工業大臣規則No.38/M-IND/PER/2/2012 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
Angle & Foot Steel Profile	Baja profil siku sama kaki proses canai panas (Bj P siku sama kaki)	SNI 07-2054-2006	7216.21.10, 7216.40.90, Ex.7216.50.19, Ex.7216.50.99	工業大臣規則No.43/M-IND/PER/2/2012(同No.20/M-IND/PER/4/2011の2度目の変更) 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
冷延ロール・シート鋼	Baja lembaran dan gulungan canai dingin (Bj D)	SNI 07-3567-2006	7209.15.00, 7209.16.10 7209.16.90, 7209.17.10 7209.17.90, 7209.18.99 7209.25.00, 7209.26.10 7209.26.90, 7209.27.10 7209.27.90, 7209.28.10 7209.28.90, 7209.90.90 7211.23.20, 7211.23.30 7211.23.90, 7211.29.20 7211.29.30, 7211.29.90 7211.90.1011, 7211.90.12 7211.90.19	工業大臣規則No.41/M- IND/PER/2/2012(同No.90/M- IND/PER/8/2010の2度目の変 更) 工業大臣規則No.06/M- IND/PER/2/2017	
熱延プロセスWFビームプロファイ ル鋼	Baja profil WF-beam proses cenaai panas (Bj P WF-beam	SNI 07-7178-2006	7216.10.00, 7216.33.11 7216.33.19, Ex.7216.61.00 7216.99.00	工業大臣規則No.43/M- IND/PER/2/2012(同No.20/M- IND/PER/4/2011の2度目の変 更) 工業大臣規則No.06/M- IND/PER/2/2017	
ボトル入り飲料水(ミネラルウオー ター)	AMDK - Air Mineral	SNI 3353 : 2015	2201.10.10	工業大臣規則No.78/M- IND/PER/11/2016 工業大臣規則No.06/M- IND/PER/2/2017	
ボトル入り飲料水(デミネラルウ ォーター)	AMDK - Air Demineral	SNI 6241 : 2015	Ex.2853.90.10		
家庭用固定電気据付のための配 電装置1:一般条件	Saklar untuk instalasi listrik tetap rumah tangga dan sejenisnya - Bagian 1: persyaratan umum	SNI 04-6203.1-2006		エネルギー・鉱物資源大臣規則 2007年第10号	

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
家庭用電気コンセント差し込み口 1: 一般条件	Tusuk-kontak dan kotak-kontak untuk keperluan rumah tangga dan sejenisnya - Bagian 1: persyaratan umum	SNI 04-3892.1-2006		エネルギー鉱物資源大臣規則 2007年第12号	
家庭用電気器具2-80: 扇風機の条 件	Peranti listrik rumah tangga dan sejenisnya - keselamatan - Bagian 2-80: persyaratan khusus untuk kipas angin	SNI 04-6292.2.80-2006		エネルギー鉱物資源大臣規則 2007年第11号	
便座	Kloset duduk	SNI 03-0797-2006	Ex.69.10.10	工業大臣規則No.01/M-IND/PER/1/2016(同No.81/M-IND/PER/9/2015の変更) 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
クリスタルシユガー(精製)	Gula kristal - Bagian 2 : Rafinasi	SNI 01-3140.2-2006	1701.99.10	工業大臣規則No.83/M-IND/PER/11/2008 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
二輪自動車用安全ヘルメット	Helm pengendara kendaraan bermotor roda dua	SNI 1811:2007	6506.10.10	工業大臣規則No.79/M-IND/PER/9/2015 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
亜鉛アルミ合金メッキ・ロール・シート鋼	Baja lembaran dan gulungan lapis paduan aluminium-seng (Bj. L-AS)	SNI 4096:2007	7210.61.11, 7212.50.23 7212.50.24, 7212.50.29	工業大臣規則No.39/M-IND/PER/2/2012 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
テーブルウェア	Keramik berglasir – Tableware – alat makan dan minum	SNI 7275:2008	Ex.6911.10.00 Ex.6912.00.00	工業大臣規則No.01/M-IND/PER/1/2016(同No.81/M-IND/PER/9/2015の変更) 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
ビル・住宅建設のための鉄・アルミニウム作業単価の計算手順	Tata cara perhitungan harga satuan pekerjaan besi dan aluminium untuk konstruksi bangunan gedung dan perumahan	SNI 7393 : 2008			
ビル・住宅建設のためのコンクリート作業単価の計算手順	tata cara perhitungan harga satuan pekerjaan beton untuk konstruksi bangunan gedung dan perumahan	SNI 7394 : 2008		公共事業大臣回状 No.07/SE/M/2008	
ビル・住宅建設のための床・壁を閉じる作業の単価計算手順	Tata cara perhitungan harga satuan pekerjaan penutup lantai dan dinding untuk konstruksi bangunan gedung dan perumahan	SNI 7395 : 2008			
ウォーターメーターのスペック	Spesifikasi meter air	SNI 2547 : 2008	Ex. 9028.20.20	工業大臣規則No.07/M-IND/PER/1/2012(同No.122/M-IND/PER/11/2010の変更) 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
ビル・住宅建設のための土地整備 単価の計算手順	Tata cara perhitungan harga satuan pekerjaan tanah untuk konstruksi bangunan gedung dan perumahan	SNI 2835 : 2008			
ビル・住宅建設のための土地整備 単価の計算手順	Tata cara perhitungan harga satuan pekerjaan pondasi untuk konstruksi bangunan dan gedung	SNI 2836 : 2008			
ビル・住宅建設のためのメンテナンス 作業単価の計算手順	Tata cara perhitungan harga satuan pekerjaan plesteran untuk konstruksi bangunan gedung dan perumahan	SNI 2837 : 2008			
ビル・住宅建設のための天井作業 単価の計算手順	Tata cara perhitungan harga satuan pekerjaan langit-langit untuk konstruksi bangunan gedung dan perumahan	SNI 2839 : 2008		公共事業大臣回状 No.07/SE/M/2008	
ビル・住宅建設のための木材作業 単価の計算手順	Tata cara perhitungan harga satuan pekerjaan kayu untuk bangunan gedung dan perumahan	SNI 3434 : 2008			
ビル・住宅建設のための壁作業単 価の計算手順	Tata cara perhitungan harga satuan pekerjaan dinding untuk konstruksi bangunan gedung dan perumahan	SNI 6897 : 2008			

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
家電製品の安全性2-7洗濯機の条 件	Piranti listrik rumah tangga dan sejenisnya - keselamatan - bagian 2-7 : persyaratan khusus untuk mesin cuci	SNI IEC 60335-2-40 : 2009	乾燥したリネンで容量10kgまで、電圧250Vまでの洗濯機 8450.11.10, 8450.11.90 8450.12.10, 8450.12.90 8450.19.11, 8450.19.19	工業大臣規則No.34/M-IND/PER/7/2013 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
1kVからのケーブル1:1kVと3kVのケーブル	Kabel daya dengan insulasi trektrusi dan lengkapannya untuk voltase pengenal dari 1kV (Um = 36 Kv)-Bagian 1 : Kabel untuk voltase pengenal 1kV (Um = 1,2 Kv) dan 3 Kv (Um = 3.6 Kv)	SNI IEC 60502 - 1 : 2009	8544.11.20, 8544.11.30 8544.11.40, 8544.11.90 8544.19.00, 8544.42.94 8544.42.95, 8544.42.96 8544.42.97, 7544.49.41 8544.60.11, 8544.60.12 8544.60.19	工業大臣規則No.84/M-IND/PER/10/2014 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
1kVから30kVまでのケーブル2:6kVから30kVまでのケーブル	Kabel daya dengan insulasi terekstruksi dan lengkapannya untuk voltase pengenal dari 1kV (Um = 1,2 Kv) sampai dengan 30 Kv (Um = 36kV) - Bagian 2: Kabel untuk voltase pengenal 6 Kv(Um = 7,2 Kv) sampai dengan 30 Kv(Um = 36 Kv)	SNI IEC 60502- 2 : 2009	8544.11.20,8544.11.30 8544.11.40, 8544.11.90 8544.19.00, 8544.60.11 8544.60.12, 8544.60.19		

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
家電製品の安全性2-24製氷・アイスクリーム冷蔵機器の条件	Peralatan listrik rumah tangga dan peralatan listrik serupa - keselamatan -Bagian 2-24 : persyaratan khusus untuk peralatan pendingin peralatan es krim dan pembuat es	SNI IEC 60335-2-40 : 2009	容量300リッターまで、電圧250Vまでの冷蔵庫(ショーケースは除く) 8418.10.11, Ex.8418.10.19, 8418.21.10, Ex.8118.21.90, 8418.29.00, 8418.30.10, Ex.8418.30.90, 8418.40.10, Ex.8418.40.90	工業大臣規則No.34/M-IND/PER/7/2013 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
家電製品の安全性2-40空調・空港乾燥器の条件	Peralatan listrik rumah tangga dan peralatan listrik serupa - keselamatan -Bagian 2-40 : persyaratan khusus untuk pompa kalor listrik, pengkondisi udara dan pengering udara	SNI IEC 60335-2-40 : 2009	冷却能力3PKまで、電圧250Vまでの室内エアコン Ex.8415.10.10		
自転車(安全性の条件)	Sepeda - syarat keselamatan	SNI 1049 : 2008	8712.00.30.	工業大臣規則No.114/M-IND/PER/10/2010 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
M、N、O分類の自動車ホイール	Pelek kendaraan bermotor kategori M, N dan O	SNI 1896 : 2008	Ex. 8708.70.21, Ex.8708.70.22 Ex.8708.70.23, Ex.8708.70.31 Ex.8708.70.32, Ex.8708.70.34 Ex.8712.00.30, Ex.8716.90.19	工業大臣規則No.113/M-IND/PER/12/2012(同No.59/M-IND/PER/5/2012の変更) 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
L分類の自動車ホイール	Pelek kendaraan bermotor kategori L	SNI 4658 : 2008	Ex. 8714.10.50		
ワイヤーロープ	Tali kawat baja	SNI 0076 : 2008	7312.10.10, 7312.10.99	工業大臣規則No.45/M-IND/PER/2/2012(同No.45/M-IND/PER/4/2011の変更) 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
キャストアイアン・ハブ・パイプ	Penyambung pipa berulir besi cor maleable hitam	SNI 0139 : 2008	7307.11.10, 7307.11.90 7307.19.00	工業大臣規則No.82/M-IND/PER/10/2014 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
LPB鉄ボンベ弁	Katup tabung baja LPG	SNI 1591 : 2008	8481.80.21	工業大臣規則No.09/M-IND/PER/1/2012 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
メラミン製品(食器類)	Produk melamin - perlengkapan makan dan minum	SNI 7322 : 2008	3924.10.10	工業大臣規則No.77/M-IND/PER/9/2015 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
グッドイヤーウェルト製法の皮革安全靴	Sepatu pengaman dari kulit dengan sistem goodyear welt	SNI 7037 : 2009			
型押し製法のポリウレタン・サモプラスチックウレタン・ソールの皮革安全靴	Sepatu pengaman dari kulit dengan sol poliuretan dan termoplastik poliuretan sistem cetak injeksi	SNI 7079 : 2009	6403.40.00	工業大臣規則No.164/M-IND/PER/12/2009(同No.37/M-IND/PER/3/2009の変更) 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
加硫製法のゴム底皮革安全靴	Sepatu pengaman dari kulit dengan sol karet cetak vulkanisasi	SNI 0111 : 2009			
尿素肥料	Pupuk urea	SNI 2801 : 2010	3102.10.00	工業大臣規則No.106/M-IND/PER/11/2015(同No.26/M-IND/PER/4/2013) 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
一般用棒鋼	Baja batangan untuk keperluan umum (BJKU)	SNI 7614 : 2010	公共用非合金熱延/再熱延棒鋼 7214.99.99	工業大臣規則No.35/M-IND/PER/5/2014 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
2000年電気据付一般条件とその改訂1	Persyaratan umum instalasi listrik 2000 (PUIL 2000), Amandemen 1	SNI 04-0225-2000/Amd1-2006		エネルギー・鉱物資源大臣規則 2007年第8号	
LPGボンベ弁のラバーシール	Karet Prapat (Rubber seal) pada katup tabung LPG	SNI 7655 : 2010	Ex.4016.93.90	工業大臣規則No.84/M-IND/PER/9/2015(同No.67/M-IND/PER/5/2012の変更) 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
コンクリート建設用メッキなし7鉄線	Tujuh kawat baja tanpa lapisan dipilin untuk konstruksi beton pratekan (PC strand/KBJP-P7)	SNI 1154:2016	Ex.7312.10.91 Ex.7312.10.99	工業大臣規則No.28/M-IND/PER/7/2017	
コンクリート建設用メッキなし鉄線	Kawat Baja tanpa lapisan untuk konstruksi beton pratekan (PC wire / KBJP)	SNI 1155:2016	Ex.7217.10.33,Ex.7217.10.39 Ex.7229.20.00,Ex.7229.90.20 Ex.7229.90.99		

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
ビスケット	Biskuit	SNI 2973 : 2011	カカオを含まない甘いビスケット(ビスケット、クラッカー、パイ) Ex. 1905.31.10 カカオを含む甘いビスケット(ビスケット、クラッカー、パイ) Ex. 1905.31.20 ウエハース Ex. 1905.32.10, 1905.32.20 その他甘くないビスケット(ビスケット、クラッカー、パイ) Ex. 1905.90.20 その他 Ex. 1905.90.90	工業大臣規則No.96/M-IND/PER/11/2015(同No.60/M-IND/PER/7/2015の変更)	
トリポリリン酸ナトリウム(技術品質)	Sodium tripolifosfat (STPP) mutu teknis	SNI 2109 : 2011	Ex.2835.31.00	工業大臣規則No.104/M-IND/PER/11/2015(同No.64/M-IND/PER/12/2013の変更) 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
一口点火式LPGガスコンロ	Kompor gas bahan bakar LPG satu tungku dengan sistem pematik	SNI 7368 : 2011	7321.11.00	工業大臣規則No.62/M-IND/PER/11/2013 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
LPG鉄ボンベ	Tabung Baja LPG	SNI 1452 : 2011	7311.00.91, 7311.00.92 7311.00.94	工業大臣規則No.47/M-IND/PER/3/2012 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
Hビームプロファイル鋼	Baja profil H (Bj P H-beam)	SNI 2610 : 2011	7216.10.00, 7216.33.11 7216.33.19, 7216.61.00 7216.99.00	工業大臣規則No.43/M- IND/PER/2/2012(同No.20/M- IND/PER/4/2011の2度目の変 更) 工業大臣規則No.06/M- IND/PER/2/2017	
酢酸	Asam sulfat teknis	SNI 0030 : 2011	Ex.2807.00.00	工業大臣規則No.105/M- IND/PER/11/2015(同No.63/M- IND/PER/12/2013の変更) 工業大臣規則No.06/M- IND/PER/2/2017	
炭化カルシウム (CaC2)	Kalsium karbida (CaC2)	SNI 2861 : 2011	Ex.2849.10.00	工業大臣規則No.104/M- IND/PER/11/2015(同No.65/M- IND/PER/12/2013の変更) 工業大臣規則No.06/M- IND/PER/2/2017	
硫酸アルミニウム	Aluminium Sulfat	SNI 0032 : 2011	Ex.2833.22.10	工業大臣規則No.101/M- IND/PER/11/2015(同No.67/M- IND/PER/12/2013の変更) 工業大臣規則No.06/M- IND/PER/2/2017	

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
石炭の備蓄・資源・報告指針	Pedoman pelaporan, sumberdaya, dan cadangan batubara	SNI 5015 : 2011		石炭鉱物総局長規則 No.569.K/30/DJB/2015	
鉱物の備蓄・資源・報告指針	Pedoman pelaporan, sumberdaya, dan cadangan mineral	SNI 4726 : 2011			
軽トラックのタイヤ	Ban truk ringan	SNI 0100 : 2012とその改訂	4011.10.00 ホイールに装着済みの タイヤ8708.70.22, 8708.70.29	工業大臣規則No.76/M- IND/PER/9/2015 工業大臣規則No.06/M- IND/PER/2/2017	
自動車内タイヤ	Ban dalam kendaraan bermotor	SNI 6700 : 2012その改訂	4013.10.11(軽乗用車) 4013.10.21 (トラックとバス) 4013.90.20(二輪 車)		
プラスチック垂直ウォータータンク (ポリエチレン)	Plastik - tangki air silinder vertikal - polietilena (PE)	SNI 7276 : 2014	3925.10.00	工業大臣規則No.78/M- IND/PER/9/2015 工業大臣規則No.06/M- IND/PER/2/2017	
インスタントコーヒー	Kopi Instan	SNI 2983 : 2014	2101.11.10 Ex.2101.12.91 Ex.2101.12.99	工業大臣規則No.03/M- IND/PER/1/2016(同No.87/M- IND/PER/10/2014の変更) 工 業大臣規則No.06/M- IND/PER/2/2017	
ポルトランドセメント	Semen Portland	SNI 2049 : 2015	Ex.2523.29.10 Ex.2523.29.90	工業大臣規則No.82/M- IND/PER/9/2015 工業大臣規則No.06/M- IND/PER/2/2017	

名称(日本語)	名称(インドネシア語)	規格番号	備考(対象となるHSコード)	備考(根拠法令番号) 3	備考 (適用開始予定日 /失効日等)
ボトル入り飲料水(炭酸水)	AMDK – Air Minum Embun	SNI 7812:2013	Ex.2201.90.90	工業大臣規則No.78/M-IND/PER/11/2016 工業大臣規則No.06/M-IND/PER/2/2017	
ツナ缶詰	Tuna dalam Kemasan Kaleng	SNI 8223:2016	1604.14.10	海洋水産大臣規則 No.58/PERMEN-KP/2016	
イワシおよびサバの缶詰	Sarden dan Makarel dalam Kemasan Kaleng	SNI 8222:2016	1604.12.10, 1604.13.10 1604.15.10		
ヨード消費塩	Garam konsumsi	SNI 01-3556-2000		工業大臣決定 No.29/M/SK/2/1995	

最終更新日:2017年12月18日

【出所】: 国家標準庁ウェブサイトのSNIリスト (http://sisni.bsn.go.id/index.php/regtek/regulasi/sni_wajib)
 工業省の強制SNIリスト (http://pustan.kemenperin.go.id/List_SNI_Wajib)
 エネルギー・鉱物資源省の電気分野のSNIリスト (<http://www.djk.esdm.go.id/index.php/std-ketenagalistrikan/sni-dir-produk-mcb>)

インドネシア国家規格（SNI）について

2018年3月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ） 知的財産・イノベーション部 貿易制度課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5543